

雲南市立掛合小学校  
に決定

教育委員会教育総務課  
☎0854-40-11071

7月27日開  
催の雲南市議  
会臨時会で、  
掛合統合小学  
校の名称を雲  
南市立掛合小  
学校とする

平成18年  
事業所・企業  
統計調査



## 記入内容は守られます

調査票を配布・回収する調査員は、県知事から任命された公務員です。調査に際しては、「調査員証」を携帯しています。調査員には、法律により調査票の記入内容についての守秘義務があり、調査票は統計を作る目的だけに使用されます。

安心して、調査にご協力ください。

総務省統計局

◆応募期限  
9月30日(土) 消印有効

◆募集内容  
元気な子ども姿を一言で  
表した「あいことば」  
(例)「今日も元気に」行っ

E-mail: gakkoukyouiku@city.  
unnan.shi.mane.jp

「雲南市立小学校及び中学校  
設置条例の一部を改正する条  
例」が可決されました。

名称決定にあたっては、掛  
合町内の7コミュニティ・振  
興協議会、5小学校PTA、  
かけや夢の子園保護者の計13  
団体でそれぞれ検討された後、  
7月7日に開催された「雲南  
市立掛合統合小学校建設委員  
会」で集約、決定を経たもの  
です。

現在、小学校の建設では、  
旧掛合中学校の跡地を造成し  
ているところです。

そして、造成完了後に校舎  
の建設に着手、来年度は屋内  
運動場とプールを建設する計  
画で、平成20年4月に新掛合  
小学校が開校する予定です。

関係のみなさんの一層のご  
支援とご協力をお願いします。



## 子ども元気 あいことば募集

教育委員会学校教育課  
☎0854-40-11072

近年、全国的に子どもたち  
の豊かな育ち  
の基本である  
生活習慣の  
乱れが問題と  
なっています。

この問題の  
解決に向け、  
雲南市では、  
めざすべき元気な子ども姿  
を表した「あいことば」を募集  
します。

## あいことば賞応募要領

◆応募方法  
1件につき1作品とし、郵  
送またはEメールで、「住所」  
「氏名」「電話番号」、児童生  
徒の場合は「学校名・学年」  
を記入の上、応募ください。  
優秀作品には、賞状及び副  
賞があります。

◆応募された個人情報、あ  
いことば賞の選考以外の目的  
には使用しません。

◆入賞作品の著作権等の一切  
の権利は雲南市に帰属します。

◆応募先  
〒699-1392  
雲南市木次町木次1013-1  
雲南市教育委員会学校教育課  
「あいことば」係

## 広告欄

雲南市では生活情報の提供と、産業振興の一助、行財政改革の一環として有料広告枠を設けました。

## 民生委員・児童委員の 変更について

健康福祉部健康福祉総務課  
☎0854-40-11041

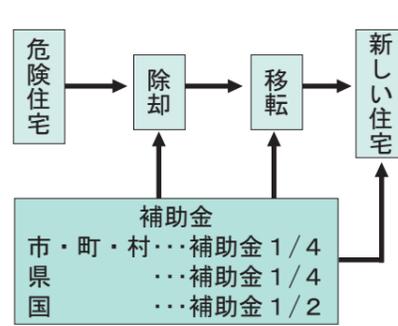
7月1日付けで木次地区の  
民生委員・児童委員が次の方  
に変わりました。

委員長 福田保子さん  
担当地区 木次町里方(中組  
共和、里方住宅)

## がけ地近接等危険住宅 移転事業制度について

建設部都市建築課  
☎0854-40-11064

この制度は、がけ地など住  
民の生命に危険を及ぼす恐れ  
のある場所に建っている住宅  
を安全な場所に移転するため、  
国と地方公共団体が移転者に  
危険住宅の除去等に要する経  
費と新たに建設する住宅(購  
入含む)に要する経費に対し  
て補助金を交付するものです。



## 今月の税金 (9月分)

・国民健康保険料(6期分)  
先月号に掲載してました  
8月の税金中、固定資産税(第  
2期分)は誤りでした。

納期限は  
10月2日(月)まで

## 危険住宅

危険住宅とは、がけ地の崩  
壊、土石流、なだれ及び地す  
べりの危険が著しい区域で、  
建築基準法の規定に基づき地  
方公共団体が条例で指定した  
災害危険区域、または建築を  
制限している区域内にある住  
宅です。《ただし、条例制定  
(昭和35年10月4日)以前に  
建築された住宅で増築がなさ  
れていないものに限る。》

がけ地、地すべり等で住宅  
の移転をお考えの方は9月29  
日(金)までにご相談くださ  
い。

## 身体障害者補装具費 の制度改正について

健康福祉部長寿障害福祉課  
☎0854-40-11042

または各健康福祉センター  
障害者自立支援法の施行に  
伴い、平成18年10月より身体  
障害者の補装具費の制度が変  
わります。

利用者負担の仕組みが原則  
1割負担に変わります。また  
利用者や業者との直接契約と  
なり、現物給付から補装具費  
(購入費、修理費)の支給に  
変わります。

補装具と日常生活用具の給  
付対象品目も一部変更があり  
ますのでご注意ください。  
利用者負担

平成18年 10月まで	所得に応じた負担
平成18年 10月以降	原則1割負担 ただし、所得に応じて一 定の負担上限が設定され る。

## 職場復帰支援について

健康福祉部長寿障害福祉課  
☎0854-40-11042

近年、うつなどの心の病の  
ために休職している方が全国  
的に増えているとされていま  
す。島根障害者職業センター  
では、休職している人の円滑  
な職場復帰を支援するために  
職場復帰支援を行っています。  
内容は、本人に対しては、  
休職期間中に当センターに通  
所していただき、職場復帰の

対象品目	平成18年10月まで	平成18年10月以降
点字器・頭部保護 帽・人工喉頭・歩 行補助つえ(一本 杖のみ)・収尿器・ ストマ用装具	補装具	日常生活用具
色めがね	補装具	廃止
重度障害者用意思 伝達装置	日常生活用具	補装具

○補装具対象種目の一部変更

## 広告欄

広告掲載をご希望の方は、木次都市開発(株) (広告代理店) ☎0854-42-2221までお問い合わせ下さい。